

新	旧
<p>(定義) 第二条 (略) 一〇十七 (略) 十八 都市部官民境界基本細部多角点 都市部官民境界基本細部点のうち、多角測量法により決定されたものをいう。 十九 都市部官民境界基本細部放射点 都市部官民境界基本細部点のうち、放射法により決定されたものをいう。</p> <p>(作業の順序) 第十八条 (略) 一〇五 (略)</p> <p>2 前項第四号及び第五号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、前項第一号から第三号までに掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>(多角路線の選定) 第二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の多角路線の次数は、基準点等又は都市部官民境界基本三角点を基礎として一次までとする。</p> <p>(多角路線の選定) 第二十九条 (略)</p> <p>2 前項の多角路線の次数は、基準点等（補助基準点を除く。）又は都市部官民境界基本三角点を基礎として一次までとする。ただし、隣接</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一〇十七 (略) 十八 都市部官民境界基本細部多角点 都市部官民境界基本細部点のうち、多角測量法により決定された点をいう。 (新設)</p> <p>(作業の順序) 第十八条 (略) 一〇五 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(多角路線の選定) 第二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の多角路線の次数は、基準点等を基礎として二次までとする。</p> <p>(多角路線の選定) 第二十九条 (略)</p> <p>2 前項の多角路線の次数は、基準点等（補助基準点を除く。）又は都市部官民境界基本三角点を基礎として三次までとする。</p>

する調査地域における都市部官民境界基本多角測量により設置された都市部官民境界基本多角点を与点とする場合には、二次までとすることができる。

(放射法による都市部官民境界基本細部測量)

第三十六条 放射法による都市部官民境界基本細部測量は、都市部官民境界基本細部多角点等を与点として行うものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

2 (略)

3 放射法による都市部官民境界基本細部測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する都市部官民境界基本細部多角点等を基準方向とし、与点から都市部官民境界基本細部放射点までの距離は、与点から基準方向とした都市部官民境界基本細部多角点までの距離より短くするものとする。

4 都市部官民境界基本細部放射点の次数は、都市部官民境界基本細部多角点等を基礎として二次までとする。

(放射法による街区点測量)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 放射法による街区点測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する都市部官民境界基本細部点等を基準方向とし、与点から街区点までの距離は、与点から基準方向とした都市部官民境界基本細部点等までの距離より短くするものとする。

(放射法による都市部官民境界基本細部測量)

第三十六条 放射法による都市部官民境界基本細部測量は、都市部官民境界基本細部多角点等を与点として行うものとする。

2 (略)

3 放射法による都市部官民境界基本細部測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る都市部官民境界基本細部多角点等を基準方向とし、与点から都市部官民境界基本細部点までの距離は、与点から基準方向とした都市部官民境界基本細部多角点等までの距離より短くするものとする。

4 放射法による都市部官民境界基本細部点の次数は、都市部官民境界基本多角点等を基礎として二次までとする。

(放射法による街区点測量)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 放射法による街区点測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る都市部官民境界基本細部点等を基準方向とし、与点から街区点までの距離は、与点から基準方向とした都市部官民境界基本細部点等までの距離より短くするものとする。